

## 県土総務課からのお知らせ

H20.4 県土総務課

平成20年度以降における、格付加点の対象となる新分野進出の基準の主な内容です。

### 【格付加点の内容】

新分野進出の実績確認の申請をして認められた方には、各付に用いる各年度の主観点数に10点加点されます。

(注) 格付の主観点数は2年平均していますので、1年分しか対象にならなければ最終的な格付加点は5点となります。

### 【加点対象となる新分野進出の主な条件】

加点対象となるには次のすべての条件を満たしていることが必要となります。

#### 1 新分野の内容

日本標準産業分類の大分類を建設業とする分野以外の分野において新事業活動を開始し、申請日まで継続して当該事業を営んでいること。

注1) 既に建設業以外の分野に進出している場合は、当該分野が確認を受けようとする分野と小分類を別にするものに限ります。

2) 風俗営業は対象外となります。

#### 2 申請者の条件

次のいずれかの方が申請することができます。

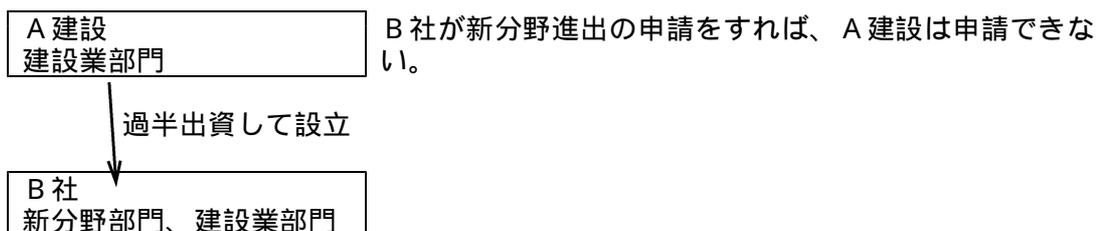
(1) 新分野進出を行った建設業者であること。

(2) 申請者が、新分野進出のために新たに設立した会社等(以下「新分野進出会社等」という。)に対し、申請日において過半出資を行っている建設業者であること。

(3) 農地法(昭和27年法律第229号)第2条第7項に規定する農業生産法人を設立した建設業者にあつては、(2)の規定にかかわらず、10分の1の出資を行ったものであること。

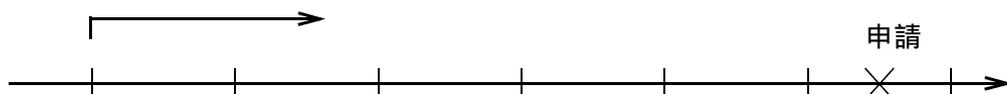
注1 新分野進出会社等に対し申請者として出資した場合に限ります。役員等個人として出資した場合は対象外となります。

2 新分野進出会社等に対し過半出資をしても新設された会社自らが新分野進出に対し申請者となる場合は、その過半出資をした者は申請することはできません。



3 新分野進出を行った事業年度が申請日の属する事業年度の直前の事業年度から起算して6事業年度以前のものでないこと。(最長5事業年度前までのものであること。)

(注) 通常過去5年以内のものが対象となりますが、決算期を変更されている場合は対象期間が短くなりますので御注意ください。



4 直前の事業年度における新分野進出に係る兼業売上が103万円(税抜き)以上であること。

5 2の(1)の建設業者又は(2)の新分野進出会社等の新分野進出した事業年度から申請直前の事業年度までの期間における兼業売上(建設業を営んでいない新分野進出会社にあつ

ては、本業売上)に係る付加価値額(以下「兼業売上対象付加価値額」という。)の年平均の額が進出前の当該額と比較して同額以上であること。

新分野進出前と進出後の兼業対象付加価値額を以下の計算式により算出し比較します。

< 計算式 >

兼業売上対象付加価値額 = 営業利益 + 人件費 + 減価償却費

営業利益 = 「兼業売上高」 - 「兼業売上原価」 - 「販売費及び一般管理費」 × 兼業売上高 / 総売上高

人件費 = (「兼業売上原価」のうち、労務費に限る。) + {(「販売費及び一般管理費」のうち、役員報酬、従業員給料手当、福利厚生費に限る。) × 兼業売上高 / 総売上高}

減価償却費 = 兼業売上原価に含まれる減価償却費 + {(「販売費及び一般管理費」に含まれる減価償却費 + 「営業外費用」に含まれる繰延資産の償却額) × 兼業売上高 / 総売上高}

6 既に加点対象となった新分野進出でないこと。

## 【申請方法等】

### 1 提出書類

様式第1号から様式第4号まで(ただし、様式第3号については、紙に記載したものとCD等の電子データによるものの両方を提出が必要です。)

提出書類には次の書類を添付してください。ただし、経営事項審査、建設業許可の変更等によりすでに県土総務課に提出しているものは不要です。

- (1) 新分野進出直前事業年度から申請直前事業年度までの税務申告書(税務署が受けたものに限る。)のうち、決算報告書の写し
- (2) 新分野進出直前事業年度から申請直前事業年度までの貸借対照表、損益計算書及び兼業事業売上原価報告書の写し
- (3) 進出期間の新分野進出に係る売上高を確認することができる総勘定元帳の写し
- (4) その他新分野進出を確認することができる書類  
経営状況分析結果通知書、商業登記簿謄本、法人事業概況説明書、定款、ホームページ、広告、新分野進出に係る許認可の通知書の写し等

### 2 申請期限等

#### (1) 申請期限等

##### ア 申請期限

各年度の4月1日から12月28日(必着)まで

##### イ 事業年度

申請直前事業年度の決算日が申請日の属する年の前年の10月1日から申請日の属する年の9月30日までのもの

#### (2) 提出先

鳥取県県土整備部県土総務課建設業担当

住 所 鳥取市東町一丁目220

電 話 0857-26-7437、7454

ファクシミリ 0857-26-8190

### 3 申請者に対する通知方法

申請者に対しては、結果を文書で通知します。